

第 47 会期国連宇宙空間平和利用委員会 法律小委員会の開催結果について

平成 20 年 4 月 23 日
外務省
文部科学省

1. 概要

国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会(以下、「法小委」)は、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)の下に設置された小委員会であり、宇宙活動に係る諸問題について法的側面からの検討を行っている(年 1 回開催)。第 47 会期は、以下の通り開催された。

期間 2008 年 3 月 31 日(月)～4 月 11 日(金)

場所 国連ウィーン国際センター(オーストリア共和国)

参加国 57 カ国(その他に、オブザーバーとして国際機関等が参加)

出席者 外務省:在ウィーン国際機関日本政府代表部角大使、宮崎専門調査員

国際科学協力室加藤事務官

慶応大学総合政策学部 青木節子教授

内閣官房:北川事務官

文部科学省:研究開発局参事官(宇宙航空政策担当)付山田専門官、谷口係員

宇宙航空研究開発機構:総務部法務課佐藤課長、坂本主査

産学官連携部小野田主査

2. 今次会合の審議の主な結果

(1) 宇宙 5 条約のステータスと適用

本議題の下では、3 カ国(露、ウクライナ及びカザフスタン)から宇宙 5 条約を包括した統一宇宙条約の必要性に関する提案がされており、国際宇宙法の将来の改善のためのアンケートの必要性について議論されてきたが、今次会合における米国の提案により、今後は有志国が外交経路等によって得られた結果のみが報告されることとなり、アンケートの必要性や内容についての議論が本小委員会で行われることはなくなった。

また、昨年会合にてオランダ及びオーストリアより月活動に関する法的レジーム及び月協定批准の利点についての議論を行うことが提案され、今次会合より、まずは議論の必要性を検討するため、月その他の天体で行う活動の報告、月協定批准の利点の確認、月その他の天体での活動に対する国際法規及び国内法規の確認並びに現行法規が適切であるかの評価に関して、議論を行うこととなっていた。今次会合では探査計画を持つ 4 カ国(我が国、米、印及び中)より当該計画についての報告が行われるとともに、7 カ国(オーストリア、ベルギー、チリ、メキシコ、オランダ、パキスタン及びフィリピン)より月協定批准の利点についての共同声明が提出された。その他の事項に関しては、今次会合では詳細な議論は行われず、引き続き本議題の下で議論が行われることになった。

(2) 宇宙の平和利用に関する各国の国内法制に関する情報交換

本議題は今次会合からの新規議題であり、4 年間の作業計画の 1 年目である今年は、13 カ国(我が国、ウクライナ、加、米、仏、独、コロンビア、露、韓、南アフリカ、中、ブラジル及びオランダ)より各国の宇宙活動に関する国内法制についての報告が行われた。各国からは、このような情報交換は、宇宙関係諸条約の国内受容及

び国内実行を促進するものであり、有益であるとの意見が出された。来年会合では、ワーキンググループが設立され、国内法制に関するさらに具体的な内容について報告されることになっている。

(3) 来年法小委議題

イタリア提案の「スペースデブリ低減措置に関する国内のメカニズムについての情報交換」について、各国の同意を経て議題化する事となった。

3. 所感

(1) 宇宙5条約のステータスと適用では、今後も月協定批准国であるオランダ及びオーストリアが主導し、月協定に関する議論を引き続き行うことが予想されることから、我が国としても引き続き、議論の動向を注視していく必要がある。

(2) 宇宙の平和利用に関する各国の国内法制に関する情報交換において、積極的な報告が行われた。本議題は、各国の宇宙活動に関する法制についての情報を一度に入手することができる数少ない有意義な機会であったと言える。

また、本議題では各国からは宇宙活動に関する法律策定に向けた今後の予定についての報告も行われる等、最新の国内法制の検討状況を知ることができる重要な機会でもあることから、来年会合においても引き続き情報収集に努める必要がある。

(3) 一般発言において、米国より、制御不能になった衛星の落下による地上被害を防ぐため、2月に行われた衛星撃墜の際、国際約束に則った事前通報を実施したこと及び軌道上に残るデブリは生じなかったことについての報告があった。各国から非難する発言はなされず、昨年中国の衛星破壊に対する反応とは異なり、米国の衛星破壊が各国に理解されている様子であった。

国際協力の観点では、インドネシア、インド、ベトナムより

APRSAF やセンチネルアジアについて言及がなされ、日本の協力が確実に根付いてきている印象を受けた。APSCO の活動については、中国、インドネシア及びタイから言及があった。

(4) 今後の法小委への対応として、宇宙法の専門的知識を有する専門家の継続的な対応が必要であるとともに、各国の外交官や宇宙機関の代表者が多数参加していることから、我が国も主要な宇宙活動国として、宇宙活動における外交的な視点から議論に積極的に参加し、議題設定等に主体的に関与するとともに、情報収集・発信の場としても活用していくことが重要である。

個別議題の結果

1. 議題採択・議長演説(議題 1-4)

提案通り議題が採択され、各議題及び各 WG 設置の説明があった。

2. 一般発言(議題 5)

本議題では、各国から、宇宙開発の状況、宇宙活動に伴う法的側面への対応、法小委への取組について発言が行われた。

我が国からは、例年同様、我が国の宇宙開発の状況(アジア太平洋宇宙地域宇宙機関会議(APRSAF)及びセンチネル・アジアプロジェクトの取組状況、過去1年の我が国の打上げ実績、宇宙活動に伴う法的側面への我が国の対応、法小委への我が国の取り組み方等)や、宇宙物体登録に関する国家と国際機関の実行の促進に関する決議の国連総会における採択について歓迎・支持する発言を行った。

3. 宇宙5条約のステータスと適用(議題 6)

本議題では、宇宙5条約(宇宙条約、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約及び月協定)の締結状況について議論が行われた。

今次会合においても WG が開催され、事務局より最新の宇宙5条約の批准の状況について報告された。また、ウクライナ、ロシア及びカザフスタンが提案している包括的統一宇宙条約の必要性に関する議論の下で、国際宇宙法の将来の改善のためのアンケートの必要性について昨年引き続き審議が行われる予定だったが、米国の提案により今後は有志国が外交経路等によって得られた結

果のみが報告されることとなり、アンケートの必要性や内容についての議論が本小委員会で行われることはなくなった。

また、月活動に関する法的レジーム及び月協定批准の利点についての議論を行う必要性について検討する前段階として、今次会合からは、月その他の天体で行う活動の報告、月協定批准の利点の確認、月その他の天体での活動に対する国際法規及び国内法規の確認並びに現行法規が適切であるかの評価に関して議論を行うこととなっていた。今次会合では、探査計画を持つ4カ国(我が国、米、印及び中)より当該計画についての報告が行われるとともに、7カ国(オーストリア、ベルギー、チリ、メキシコ、オランダ、パキスタン及びフィリピン)より月協定批准の利点についての共同声明が提出された。その他の事項に関しては今次会合では詳細な議論は行われず、引き続き本議題の下で議論が行われることになった。

4. 宇宙法に関連する国際機関の活動状況(議題 7)

本議題では、宇宙法に関わる国際機関の活動状況の紹介が行われた。

今次会合では、欧州宇宙機関(ESA)、国際法協会(ILA)等から活動報告が行われた。各機関からは、今後とも法小委の審議に貢献する旨の発言、各機関が実施した宇宙法に関する活動等の報告が行われた。

5. 宇宙空間の定義(議題 8(a))

本議題では、第6会期(1967年)以来、宇宙空間の定義について議論が行われてきており、定義が必要と主張するロシア等旧東欧諸国、不要とする米を中心とした欧米諸国及び我が国、定義を行い、静止軌道に赤道直下諸国の主権的または優先的権利を認め

るべきとする赤道直下諸国等の主張が展開された。

また、第41会期(2002年)以来、国連全加盟国に配布された「宇宙物体に関するアンケート」に対する回答状況及びその分析資料に関する報告が行われていたが、今次会合のWG議長の提案により、将来新しい事態が生じるまでは、エアロスペース物体に関する検討を停止することとなった。宇宙空間の定義の必要性や実行に関する各国への照会は引き続き行われることとなった。

6. 静止軌道問題(性質と応用)(議題8(b))

本議題では、静止軌道に赤道直下諸国の主権的または優先的権利を認めるべきとする赤道直下諸国と、それに反対する先進国の間で議論が行われている。

今次会合でも、昨年会合に引き続き赤道直下諸国から、静止軌道への公正なアクセス、発展途上国への配慮(エクアドル、コロンビア、ベネズエラ及びインドネシア)について発言があり、来年会合においても引き続き議論する必要があることが確認された。

7. 原子力電源(NPS)原則のレビュー(議題9)

本議題では、「宇宙空間における原子力電源の使用に関する原則宣言」のレビューを行っている。

今次会合では、現在、科学技術小委員会がIAEAと共同で2010年の採択を目指して技術安全ガイドラインを作成中であり、進捗状況に応じて法的側面の検討を今後行っていくためにも、来年議題として引き続き議論することになった。

8. 可動物件の国際的権益に関する条約の宇宙資産議定書予備草案の検討(議題10)

本議題では、高額動産の資産担保金融に関する国際的な規律

の構築により、国際的な資産担保金融取引の円滑化を促進させようとする「可動物件の国際的権益に関する条約」の「宇宙資産議定書予備草案」における、国際登録所の監督機関を国連宇宙部が担うことについて議論がなされているが、同意は得られていない。

今次会合では、私法統一国際協会(UNIDROIT)より最近の会合開催の報告があり、各国からはUNIDROITにおける議論の動向を踏まえ適切な支援を行うべきであるとの意見が出され、来年会合でも引き続き議題として残すこととなった。

9. 宇宙法に関する人材育成(議題11)

昨年会合における南アフリカの提案により、今次会合より新規議題として議題化されたものである。8カ国(我が国、南アフリカ、ギリシャ、中、コロンビア、ウクライナ、仏及び米)より、自国が行った宇宙法に関する人材育成に係る活動について報告があり、我が国からは国際宇宙法学会(目SL)が運営する国際宇宙法模擬裁判(ManfredLachs Space Law Moot Court)への参加に関し、JAXAがアジア・太平洋地域の代表学生チームに資金的支援を行い、アジア・太平洋地域での宇宙法における人材育成を積極的に努めていることについて報告し、議長より謝意が示された。

10. 宇宙の平和利用に関する各国の国内法制に関する情報交換(議題12)

昨年会合における米国の提案により、今次会合より新規議題として議題化されたものである。4年間の作業計画の1年目である今年度は、13カ国(ウクライナ、加、米、仏、独、コロンビア、露、韓、我が国、南アフリカ、中、ブラジル及びオランダ)より各国の宇宙活動に関する国内法制についての報告が行われた。各国からは、このような情報交換は、宇宙関係諸条約の国内受容及び国内実行を促

進するものであり、有益であるとの意見が出された。来年会合では、ワーキンググループが設立され、国内法制に関するさらに具体的な内容について報告が行われることになっている。

11. 来年法小委議題(議題 13)

イタリア提案の「スペースデブリ低減措置に関する国内のメカニズムについての情報交換」について、各国の同意を経て議題化することとなった。

また、チリ提案の「気候変動への宇宙技術利用のための法的意義」について、法的な観点で議論すべき点はなく、他の様々な枠組みで議論が既に行われているものである為、議題として適当でないとの意見が出され、来年会合での議題化は見送られた。

12. その他

本会合 1 日目及び 2 日目に、国際宇宙法学会(IISL)及び欧州宇宙法センター(ECSL)の主催により「気候変動への宇宙技術利用のための法的意義」と題するシンポジウムが開催された。同シンポジウムは、オーストリアが議長を務め、我が国からは JAXA の小野田氏より「京都議定書とその将来の監視 温暖化気体観測及び全球森林炭素監視システム」についてプレゼンテーションが行われたほか、米国、オーストリア、チリ、ブラジル、チェコ及び欧州宇宙機関(ESA)の宇宙機関関係者や宇宙法等の専門家から講演が行われた。来年会合では、IISL と ECSL がテーマを COPUOS に対し提案する形でシンポジウムが開催される予定。

来年会合は 2009 年 3 月 23 日から 4 月 3 日までと決定した。

(以上)